

## 岐阜市シェアサイクル広告掲出取扱要領

平成 17 年 7 月 15 日 決裁

改正 平成 24 年 6 月 28 日 決裁

改正 平成 27 年 5 月 28 日 決裁

改正 平成 30 年 6 月 15 日 決裁

改正 令和 3 年 3 月 3 日 決裁

改正 令和 4 年 1 月 19 日 決裁

(趣旨)

第 1 条 この要領は、岐阜市シェアサイクル事業実施要綱（令和 3 年 11 月 1 日決裁。以下「実施要綱」という。）及び岐阜市広告掲載要綱（平成 20 年 3 月 21 日決裁。以下「広告掲載要綱」という。）の規定に基づき、岐阜市シェアサイクル広告掲出事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲出の媒体)

第 2 条 広告を掲出する媒体は、シェアリング自転車とする。

(広告の範囲及び掲出基準)

第 3 条 シェアリング自転車に掲出する広告（以下「広告」という。）は、広告掲載要綱第 3 条及び岐阜市広告掲載基準（平成 20 年 3 月 21 日決裁。以下「基準」という。）に適合するほか、行政が提供するものとしての品位、公共性及び公益性を保つもので、市民に不利益を与えないものでなければならない。

(広告掲出の規格等)

第 4 条 広告の規格等詳細については、岐阜市シェアサイクル広告掲出募集要項（以下「募集要項」という。）による。

(広告掲出の申込み)

第 5 条 広告掲出希望者は、岐阜市シェアサイクル広告掲出申込書兼同意書（様式。以下「申込書」という。）に別に定める資料を添付して市長に提出するものとする。この場合において、広告掲出希望者は、複数の申込みができるものとする。

(候補者の決定等)

第 6 条 広告において、申込書を提出した者のうち、広告掲載要綱第 3 条及び基準に違反しない者を広告掲出候補者（以下「候補者」という。）とする。

2 候補者は、募集要項で指定する方法により、かつ指定する期日までに原稿を市長に提出するものとする。

3 市長は、提出された原稿の内容が広告掲載要綱第 3 条及び基準に違反する場合は、修正期間を定め、修正を求めなければならない。

4 原稿の作成についての詳細は、募集要項において定める。

(広告の審査)

第 7 条 広告の審査は、岐阜市観光コンベンション課広告掲載取扱に係る審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。

(契約の締結)

第 8 条 審査委員会により承認を受けた候補者（以下「広告主」という。）は、広告掲出に係る契約を市長と締結できるものとする。

2 市長は、広告掲出を承認した後の事情変更等により、広告の内容等が広告掲載要綱第3条及び基準に違反し、又はそのおそれがあると認めるときは、広告主に対し、広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告の掲出)

第10条 シェアリング自転車の広告掲出については、市が用意し、行う。

(広告の取替え)

第11条 シェアリング自転車に掲出した広告が著しく変色し、又は損傷した場合は、広告主の請求により市が取替えを行う。

(広告掲出料の納付)

第12条 広告主は、契約書に記載された納入期限までに広告掲出料を一括納付しなければならない。

(広告掲出料の返還)

第13条 既納の広告掲出料は返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により、広告を掲出することができなかつたときは、既納の広告掲出料の一部又は全額を返還することができる。

(広告掲出の取消し)

第14条 市長は、次に掲げる事由に該当する場合は、広告掲出を取り消すものとする。

- (1) 指定する期日までに広告掲出料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広告掲出が適切でないと判断したとき。

(広告主の責務)

第15条 広告主は、掲出した広告内容について、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の掲出により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

3 広告主は、広告掲出の権利を譲渡してはならない。

(異議の申し立て)

第16条 広告主は、広告を掲出したシェアリング自転車が使用されないことについて、異議の申し立てをすることはできない。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和4年1月19日決裁)

(施行期日)

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第5条の規定による広告掲出の申込みその他この要領を施行するために必要な行為は、この要領の施行前においても行うことができる。

様式（第5条関係）

岐阜市シェアサイクル広告掲出申込書兼同意書

年 月 日

（あて先）岐阜市長

申込者

住 所（法人の場合は所在地）

氏 名（法人の場合は名称及び代表者名）

担当者

電 話

岐阜市シェアサイクル広告掲出取扱要領第5条の規定に基づき、貴市のシェアサイクルに広告を掲出したいので次のとおり申し込みます。

申込みに際し、岐阜市が市税納付状況（法人の場合は、法人及び当該法人の代表者の納付状況）を確認することに同意します。

また、岐阜市広告掲載要綱及び岐阜市広告掲載基準に違反していないことを誓約します。

1. 広告の掲出を希望する媒体

広 告（台）数	申込台数	台（うち新規	台）
---------	------	--------	----

※岐阜市シェアサイクル広告掲出募集要項を参照してください。

2. 広告掲出料

広告料		諸経費※ (新規車両のみ)	左記の合計額
<b>【1～10台まで】</b> 10,000円／台 × 台	<b>【11台目以降】</b> 6,000円／台 × 台	2,400円／台 × 台	円

※諸経費として、新規車両のシール作成費 2,400円が必要です。

3. 添付資料

掲出予定の広告デザイン(案)及びロゴ、キャラクターなどのデータ等

※継続の場合は必要ありません。